

京都市職員共済組合規程第20号

京都市職員共済組合電子計算処理データ保護管理規程の一部を改正する規程を次のように
制定する。

平成20年3月25日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

京都市職員共済組合電子計算処理データ保護管理規程の一部を改正する規程

京都市職員共済組合電子計算処理データ保護管理規程の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「介護保険料」を「介護保険料，国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料」に改め，同号ア中「介護保険料」を「介護保険料，国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料」に改め，同号イ中「介護保険料」を「介護保険料，国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料」に改め，同号ウ中「介護保険料」を「介護保険料，国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料」に改める。

別表中

「

番号	業 務 名	関 係 機 関
1	基礎年金支払代行業務	地方公務員共済組合連合会 社 会 保 険 庁
2	基礎年金番号情報交換業務	地方公務員共済組合連合会 社 会 保 険 庁
3	介護保険料特別徴収業務	地方公務員共済組合連合会 市 町 村 株式会社みずほトラストシステムズ
4	住民基本台帳の規定による 本人確認情報交換業務	財団法人地方自治情報センター 株式会社みずほトラストシステムズ
5	厚生年金保険の被保険者で ある間の年金の支給停止に 係る情報交換業務	地方公務員共済組合連合会 社 会 保 険 庁 株式会社みずほトラストシステムズ

6	共済年金支払業務及び統計業務	地方公務員共済組合連合会 総務省 株式会社みずほトラストシステムズ
---	----------------	---

を

番号	業 務 名	関 係 機 関
1	基礎年金支払代行業務	地方公務員共済組合連合会 社会保険庁
2	基礎年金番号情報交換業務	地方公務員共済組合連合会 社会保険庁
3	介護保険料，国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料特別徴収業務	地方公務員共済組合連合会 市 町 村 株式会社みずほトラストシステムズ 国民健康保険中央会 国民健康保険団体連合会
4	住民基本台帳の規定による本人確認情報交換業務	財団法人地方自治情報センター 株式会社みずほトラストシステムズ
5	厚生年金保険の被保険者である間の年金の支給停止に係る情報交換業務	地方公務員共済組合連合会 社会保険庁 株式会社みずほトラストシステムズ
6	共済年金支払業務及び統計業務	地方公務員共済組合連合会 総務省 株式会社みずほトラストシステムズ

に改める。

附 則

この規程は，公布の日から施行する。

（総務局人事部厚生課）